四　雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
五　雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間
六　その他国土交通省令で定める事項

3　雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。

（認定の基準）

第二十五条の十一　公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一　雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
二　雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
三　資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
四　雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
五　雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

（認定の通知）

第二十五条の十二　公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

（雨水貯留浸透施設整備計画の変更）

第二十五条の十三　第二十五条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。

2　前二条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定事業者に対する助言及び指導）

第二十五条の十四　公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

（補助）

第二十五条の十五　国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができる。

（公共下水道管理者の承認の特例）

第二十五条の十六　雨水貯留浸透施設整備計画（第二十五条の十第三項に規定する事項が記載されたものに限る。）に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、第十六条の規定による承認があつたものとみなす。

（日本下水道事業団法の特例）

第二十五条の十七　日本下水道事業団は、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

（報告の徴収）

第二十五条の十八　公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第二十五条の十九　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）

第二十五条の二十　公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十五条の二十一　公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2　第二十五条の十二の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

第三十一条中「第十五条」を「第七条の二、第十五条」に改める。

第三十一条の二第一項中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第三十七条の二及び第三十八条第一項第一号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項」に改める。

第四十五条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改め、「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十六条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項各号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に、「者」を「とき。」に改める。

第四十七条中「妨げた」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十七条の二中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改め、「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十八条中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十九条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第三十九条の二」を「第二十五条の十八又は第三十九条の二」に、「者」を「とき。」に改める。

第五十一条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

（河川法の一部改正）

第六条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の三」に改める。

第十六条の四第一項中「この条及び第六十五条の三第一項において」を削り、「同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（災害が発生した場合における国土交通大臣の実施する維持）

第十六条の五　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県等における河川の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は管理する二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものであつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第六十五条の四において「特定維持」という。）を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。